

## [課題]

次の問題について、テキストの該当箇所の内容にしたがって説明し、それに対する自分の考えを述べなさい。

- ①現代の日本で、「家族」をめぐるどのような変化が起こっているか。また、そこからいかなる問題が生じているか。〔テキスト：第1章『家族』を読み解くために〕
- ②「核家族」をめぐる代表的な見方としてどのようなものがあるか。また、それぞれの見方における主張の違いはどこにあるのか。〔テキスト：第2章『近代家族』の成立〕
- ③社会の近代化は日本の家族のあり方にどのような変化をもたらしたか。また、そこからいかなる問題が生じているか。〔テキスト：第2章『近代家族』の成立〕

## [本文]

### ①

厚生労働省が発表している、最新の「人口動態統計」(2022)によると、初婚年齢は1947年では夫26.1歳、妻22.9歳であり、2022年には夫31.1歳、妻29.7歳となった。2022年は1947年に比べ夫は5.0歳、妻は6.8歳上昇しており、夫・妻とも晩婚化が進んでいる。また、一度も結婚しない未婚者の割合も急増している。2020年の最新の国勢調査によると、生涯未婚率(50歳時未婚率)は、男性28.3%、女性17.8%に達している。2010年段階で男性20.1%、女性で10.6%だったので、わずか10年で1.5倍近上昇となっている。<sup>1</sup>

厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2022)によると、児童のいる世帯は991万7千世帯で、全世帯の18.3%にすぎない。児童が「1人」いる世帯は488万9千世帯(全世帯の9.0%、児童のいる世帯の49.3%)、「2人」いる世帯は377万2千世帯(全世帯の6.9%、児童のいる世帯の38.0%)となっている。一方、ひとり親と未婚の子のみの世帯は、そのうち62万9千世帯(全世帯の1.2%、児童のいる世帯の6.3%)となっている。こうした数字からも日本では「子どもをもつなら結婚するのが当然」といった価値観が強く残っていることが分かる。また、晩婚化や未婚化が直に少子化につながっている裏付けともなっている。<sup>2</sup>

「日本人同士の異性愛に基づく性別役割分業型の家族」という家族モデルをベースに作り上げられてきた社会制度も軋みをあげている。主な課題を4つ取り上げたい。まずはじめは介護の問題である。日本では男性には働いて「家族」を経済的に支える役割、女性には家事や育児、介護といった「家族」の面倒をみる役割が求められる傾向が強いため、介護中の男性は女性よりもアイデンティティに悩んだり、気軽にコミュニケーションをとる相手や場所を見つけることが女性以上に難しい環境に置かれやすい。

次に「家族」をめぐる価値観や意見も多様化しており、夫婦別姓も議論の俎上に上がっている。民法750条に「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とあり、夫婦同姓が強制されている。経済界からも選択的夫婦別姓制度実現に向けて民法改正の声が上がっているが、自民党保守派の議員を中心に、家族の絆が損なわれるとの意見も根強い。<sup>3</sup>

また、従来の年金制度も、夫がサラリーマンや公務員で、妻が専業主婦（年収130万円未満のパート労働者）の世帯が最も負担が少なくなる制度設計となっている。夫が稼ぎ手で女性が被扶養者となる父系制の家族像が日本ではいまだに色濃く残っている。専業主婦を優遇する第3号被保険者制度など、こうした家族モデルを前提とした社会保障制度は、正規雇用の女性や独身者にとって不公平感が強い制度となってしまっている。従来の、そして本来あるべきと考えられてきた「家族」モデルの崩壊が、様々な社会制度の未整備を露わにしている。

日本よりも早く「近代家族」モデルが崩壊したドイツの状況について、姫岡とし子は次のように述べる。<sup>4</sup>

戦後のドイツでも1960年代末の学生運動と70年代初頭のフェミニズム運動によって、制度的婚姻にもとづく性別役割分担型近代家族に転機が訪れる。「女らしさ」と「男らしさ」の規範を支える家族制度が批判の対象となり、婚姻せずに同居するカップル、子どもを生まないカップルがふえるとともに、女性就業も増加するようになった。3K(Kinder 子ども, Kirche 教会, küche 台所)に象徴される旧来の女性観が変化した70年代は、まさに近代家族規範にとって転換点となり、家族の多様化・個人化へ向けての出発点となったのである。

姫岡は1970年代のヨーロッパの事例を紹介しているが、1990年代の日本でも、ヨーロッパと同じような家族の変遷をたどっている。日本でもこれまで市民権を得ていなかった同性夫婦のあり方も広く認められるようになってきた現在では、家族単位の社会保障制度の考え方を改め、個人主体の社会保障制度に徐々に切り替えていくべきである。

## ②

戦前の日本では、親子二世帯、三世帯の「複合家族」が主流であった。しかし、高度経済成長以降、三大都市圏への人口移動とあいまって、夫婦と未婚の子どものみで世帯を構成する「核家族」が主流となった。

米国の人類学者マードックは、1940年代当時の調査をもとに、核家族が人間社会に普遍的に存在する最小の親族集団であると主張した。かれは核家族集団を、①居住をともにし、②夫婦・親子・きょうだいという3種類の関係を含み、③社会の存続に必要な4つの機能（性・経済・生殖・教育）を果たすものと考えた。これを「核家族普遍説」という。

また、社会の近代化に伴って、家族がしきたりや法律などの社会的圧力に従って成立する制度的家族から、構成員同士の愛情によって成立する友愛的家族に変容していく傾向がある。バージェスとロックは、血筋や身分などの封建的な制度が市民革命によって解体され、家族に必要な機能が縮小する「家族機能縮小説」を唱えた。そして、生殖と養育、家族同士の情愛が家族を成立させる最低限の機能だとした。

他方、パーソンズは大家族から核家族になる近代化の過程で、大家族のもつ「成人の情緒的安定」と「子どもの社会化」の2つの重要な機能のみ残した「核家族孤立化論」を唱えた。

上記の3つの説はいずれも、時代の流れや産業の発展とは別に、「一組の夫婦とその未婚の子ども」という核家族が、人間社会を構成する最小の親族集団として普遍的に存在してきたという

立場である。

次に登場した有力な学説は近代家族論である。社会の近代化、つまり産業化や近代国民国家の成立、宗教革命後の社会の世俗化に伴って家族が核家族化したと考える。近代家族として想定される家族のあり方は、①かたちとして核家族であること、②家族のなかで情緒的絆が強まること、③夫婦が性別役割分業を行うことを特徴とする。

親子二世帯・三世帯総出で働く必要のある第1次産業から、第2次・第3次産業の発達に伴い、男性は居住地から遠く離れた工場まで通勤し、女性は家事・育児の主たる担い手になる性別役割分担によって、家族生活が営まれることが典型となった。産業革命後の資本主義化・産業化の過程で作られた分業形態こそが家族だとする考え方である。

近代家族論は、核家族の形態と機能が西洋近代社会において出現した歴史的産物であり、普遍的なものではないと主張する。

平川克美は、家族を考える際に、産業や就業よりも消費に注目すべきだと述べる。1950年代、収入の半分以上が食費に充てられていたが、1973年には30%にまで減少している。つまり、食うために働いていた日本人は、ようやく人生を楽しみ、充実させるために、働くようになったのである。この可処分所得の増加は日本人のライフスタイルを変化させていくとともに、家族構造に大きな変化をもたらした。それまでは旅行や行事も家族単位が基本であったが、特に都市部では家族バラバラの趣味や行動を取ることが普通となっていた。日曜日には父親は朝から釣りへ、母親はカラオケへ、子どもは買い物といったように、多様な消費行動が家族に大きな変容を迫っている。<sup>5</sup>

そうした点を考慮すると、家族を社会学的に捉えていくためには、産業構造や消費社会の変化が家族そのものを意味づける「近代家族論」をベースにするべきだと考える。

### ③

徳川時代の社会においては、家族は幕府によって制度化されたものではなかった。人は一つの家に属して生活し、家業・家職に従事し、家としての財産をもっていた。家には代表者としての当主がおり、家の名（苗字や屋号）を代々受け継いでいた。家族は、家業・家職と苗字の継承が重要な任務として生活していた集団で、必ずしも血縁を要件として形成されるものではなく、また、幕府や寺社に管理されるものでもなかった。

しかし、明治民法はこうした自然発生的な家をまとめて法律的な制度へと改変した。明治民法の第732条に「戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者は之を家族とす」と規定されることとなった。この民法を起草した委員の一人富井政章は「本文に掲ぐる丈けのものを一家の家族とすることは最も条理にも叶ひ且つ慣習にも叶つて居る」と評している。<sup>6</sup>

上記の明治民法制定の流れにそって、1898年に戸籍法が公布された。その第170条には「戸籍は戸籍吏の管轄地内に本籍を定めたる者に付き之を作成す」と規定され、戸籍上の家族が家を構成するのが戸籍の根本となった。

大日本帝国下の戸籍法では、祖父母から孫までが一つの戸籍に記載され、家族とは戸主のもとに同じ氏をもち戸籍に束ねられた「家」のメンバーを指し、さらにそれを取り巻いて親族関係が非常に広範囲に規定された。戸主によってその家督が独占的に継承されたことから、「家」は経

済的な扶養を担う集団であると同時に、系譜を同じくする祖先祭祀を行うという意味で宗教的な集団とされたことは明らかである。この家族および親族には上限関係がある。最上位に戸主、次に戸主の直系尊属、その次に戸主の配偶者、戸主の直系卑属とその配偶者、戸主の傍系親族とその配偶者、といったように、家父長制のもと、長幼の序に支えられていた。

戦後、憲法が新しくなって、第24条で個人の尊厳と両性の本質的平等が提唱された。それに従って、新しい戸籍法では、家族は夫婦とその子供（2世代）のみが基本単位となり、家制度が廃止された。氏を同じくする系譜性や宗教性がなくなり、家族関係に上下を示す戸主もなくなった。

しかし、新たな近代家族においても残された問題と、新たに生じた問題がある。残された問題の一例として、婚姻時の氏の選択がある。厚生労働省「人口動態統計」（2022）によると、夫の姓を選択するものは94.7%、妻の姓を選択するものは5.3%となっている。1995年に比べ、妻の姓を選択するものは2倍となっているが、20組のうち1組の割合である。<sup>7</sup>女性の社会進出が拡大した結果、職業や日常生活の上で女性の改姓に伴う不利益が表面化している。また、名前も個人のアイデンティティの一つとして尊重されるべきものとすれば、それを婚姻によって喪失することの非合理が問題とされるようになる。実際に、この慣習は、是正すべき女性差別として、女性差別撤廃条約に基づき、国連から勧告を受けている。<sup>8</sup>

新たに生じた問題としては、特に高度経済成長以後の産業構造や働き方に伴う社会保障制度である。1960年代以降、第二次・第三次産業に就業する会社員が急増し、「働く」といえば企業等で雇用されて労働することが一般的になった。それにともない、社会保障制度も企業での年功序列による昇進と終身雇用、家族賃金を前提とした賃金システムを前提とした国民皆年金制度であり、企業に雇用される男性と彼に扶養される妻子、つまり「近代家族」の世帯を典型的単位とするものであった。

昨年来、政府は「異次元の少子化対策」を打ち出し、出産費用の保険適用や児童手当の拡充、男性の育休や時短勤務などが議論されている。こうした一連の政策は、「近代家族」を前提とした扶養手当や正社員家庭のみを対象とした保障ではなく、母子家庭や父子家庭、非正規雇用の家庭でも十分なメリットを受けられるものであると考える。すぐに効果が出るものではないため、長い目で見守りたい。

文字数：① 1687字      ② 1370字      ③ 1632字

<使用テキスト>

岩間暁子・大和礼子・田間泰子『問いからはじめる家族社会学：多様化する家族の包摂に向けて』有斐閣、2015。

<引用・参考文献>

- 
- <sup>1</sup> 厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(報告書)」2024/03/28,  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/houkoku22/index.html> (参照 2024/4/15)
  - <sup>2</sup> 厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」,  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/02.pdf> (参照 2024/5/17)
  - <sup>3</sup> 選択的夫婦別姓, 経済界も「長年の要請」と導入求める 経営者ら, 同姓義務では「人・投資 集まりにくい」東京新聞 2024/3/8, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/314027> (参照 2024/4/15)
  - <sup>4</sup> 姫岡とし子『ヨーロッパの家族史』山川出版, 2008, pp.85-86
  - <sup>5</sup> 平川克美『「移行的混乱」以後: 家族の崩壊と再生』晶文社, 2017, pp.91-93 参考
  - <sup>6</sup> 遠藤正敬『新版 戸籍と国籍の近現代史: 民族・血統・日本人』明石書店, 2023, pp.137-138 参考
  - <sup>7</sup> 内閣府男女共同参画局「夫婦の姓(名字・氏)に関するデータ」  
<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html> (参照 2024/4/15)
  - <sup>8</sup> 遠藤正敬前掲書, pp.308-309 参考